

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市朝来(山口)地域 (八代区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月2日 (第8回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み区内農耕地の耕作を一手に引き受けていた担い手が少なくなった。また、高齢化に加え、「農業は儲からない。労賃も出なく重労働」などの考え方や区外農地所有者の無理解により、遊休農地、耕作放棄地、自己保全管理地の急速な増加が目立つようになった。そのため農地の荒廃が進み、イノシシ・シカによる獣害被害が多くなってきた。さらに、耕作者の年齢は70歳以上が多く、70歳以下は兼業農家で、定年延長制度により農業従事年数が短くなり、新規に機械の購入など農業への投資意欲の減少が目立つ。また、灌漑施設や獣害防護柵も年数が立ち老朽化が目立つ。今後農業従事者のさらなる減少により、現在取り組んでいる区住民による協働作業も十分にできなくなることが予想される。そのため、農地や灌漑施設の維持・保全管理や獣害防護並びに環境美観のための取組の強化が課題といえる。また、朝来市の特産物であるさのう高原のお茶栽培についても、栽培農家が少なくなり、現在3戸が組合をつくり行っている。今後もブランド品の維持継続のため従事者の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

区環境部会や農会、環境保全会が中心となり、地域環境の維持・保全の取組の継続を図るとともに、環境美観の啓蒙の推進により区民を中心とした体制の強化を進める。また、環境保全への取組の必要性・重要性を協働活動での実体験を通し、米・野菜づくりに自発的に活動できる若い世代の担い手の育成を図る。さらには、区内外の農地所有者の理解と協力を得て、脱遊休農地化により作付できる農地を増やし、共同営農を進める。同時に、新規参入者や近隣の認定農家も視野に入れ農地耕作者・担い手の増加を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農用地及びさのう高原にある茶畑の農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業従事者が減少していく現状ではあるが、集積、集約化を徐々に進めていく必要がある。そのためには、農地権者の理解・協力を得るとともに、地域の担い手と将来の地域農業のあり方について検討を重ね、少ない担い手でも地域の協力によりできる農業経営の基盤づくり・体制づくりを目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
土地所有者の判断に委ねている。農地バンクは公募による貸し付け事業であり、区では地域の担い手を主とする地域農業を考えており、現時点での中間管理機構の活用は考えていない。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集約化のための取組は考えているが、緩やかな傾斜地が多く、大規模な基盤整備事業による大区画化は考えにくい。もし、基盤整備事業を行っても、大型機械の購入や整備後の農用地の石拾い等整地作業は高齢化が進む中、現状では困難ではあるが、将来に向けて協議、調整等を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、区では環境部会、農会、環境保全会が中心となり遊休農地や水路の荒廃を防ぐ草刈りや獣害防護柵の点検・補修などの取組を若手も交え取り組み、区内環境の維持・保全や農業のノウハウの意見交換を通し、若い担い手の育成に努めている。また、お茶栽培については、製茶組合で事業継続の取組が進められている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
外部からの農作業受託は現在取り組まれていないが、もし打診があれば活用を検討したい。現在、遊休農地の環境保全対策として区環境部会が農地所有者から草刈り作業の委託を受け、区民に呼びかけ取り組んでいる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害防護柵の老朽化とともに、猪、鹿、熊などが里山に降りてくるため、協働で柵の点検・補修や柵周りの草刈りを行う。
- ⑤中山間地域等直接支払制度を活用し、継続してお茶の栽培とブランド化し販売する。
- ⑧農業用水路、排水路の草刈りを協働で定期的実施し、水路法面の荒廃防止に務める。